

# アウトソーシング委託業務標準歩掛

平成24年9月

高知県林業振興・環境部 治山林道課

## 目 次

### アウトソーシング委託業務標準歩掛

(1) 治山計画作成委託業務歩掛 .....	1
(2) 治山計画（保安林改良）作成委託業務歩掛 .....	2
(3) 治山施設点検調査委託業務歩掛 .....	3

# 治山計画作成委託業務標準歩掛り（公表用）

○現地測量 1ヶ所あたり

名称	数量	単価	金額	摘要
測量技師	1人			外業
測量技師補	1人			
測量助手	1人			
普通作業員	1人			
計				

○毎木調査 1ヶ所あたり

名称	数量	単価	金額	摘要
普通作業員	1.5人			外業
計				

※施工区域に用材林がある場合に計上 注)工種による補正のみ行う

○図面作成 1ヶ所あたり

名称	数量	単価	金額	摘要
技術員	1人			内業
製図工	1人			
普通作業員	1人			
計				

○資料作成 1ヶ所あたり

名称	数量	単価	金額	摘要
技術員	1人			内業
普通作業員	1人			
計				

○協議打合せ 委託1件あたり

名称	数量	単価	金額	摘要
測量技師	1.5人			着手、中間、完了前
技術員	1.5人			
計				

	事務所	距離(片道)	単価	数量	金額
○旅費交通費				*	金額
○諸経費	人件費の30%		アウトソーシング調査資料作成(専門性高)		金額
○消費税					
○合計					

1ヶ所(1.0日)で計算  
毎木調査を計上した場合  
1ヶ所(1.5日)で計算  
(現地測量1.0日)  
(毎木調査0.5日)

- 注) 1. 現地測量、図面作成、資料作成の補正は下表の「工種」、「新規・継続」による補正率を乗じる。  
毎木調査は施工区域に用材林がある場合に計上し、補正は下表の「工種」による補正率のみを乗じる。
2. 測量機器の損料、写真データ、図面データ作成にかかる材料費は、諸経費に含む。
3. 測量杭等は、事務所の支給品で対応する。
4. 協議打合せは、委託1件を10ヶ所程度とし10ヶ所を超える場合は、10ヶ所を目安に労務費を加算する事が出来る。  
〈参考〉 委託1件のヶ所数/10ヶ所 \* 労務人役(小数第2位四捨五入0.5人役単位で切捨て)  
※委託1件が10ヶ所より少ない場合は、加算しない。
5. 旅費交通費は毎木調査を計上する場合は、1ヶ所1.5日とする。(現地測量1日、毎木調査0.5日)  
〈参考〉 ヶ所数 × 1.5日(端数切上)  
距離の算出については、各事務所を基準に各現場の平均距離を片道距離とし、往復距離を計上する。

【補正率】

	工種による補正	新規・継続による補正
山腹工のみ	1.1	1.0 or 0.5
溪間工のみ	0.9	1.0 or 0.5
山腹・溪間工	1.3	1.0 or 0.5

# 治山計画(保安林改良)作成委託業務歩掛

	内訳	人役	単位	面積ha	総人役	労務	単価	数量	金額	備考
治山林道課	業務打合せ				1.5	作業者	*	=		(業務打合せ資料整理)
	業務打合せ				1.5	軽作業者	*	=		( " )
	測量業務(外業)	6.0	10ha 当り			作業者	*	=		(業務日数)
	測量業務(外業)	5.0	10ha 当り			軽作業者	*	=		( " )
	標準地調査(外業)	0.6	箇所 当り			作業者	*	=		( " )
	標準地調査(外業)	0.6	箇所 当り			軽作業者	*	=		( " )
	図面及び資料作成(内業)	2.0	10ha 当り			作業者	*	=		( " )
	標準地資料作成(内業)	0.3	箇所 当り			作業者	*	=		( " )
	旅費交通費						*	=		事務所から現地までの往復距離
	諸経費					諸経費	*	=		人件費の30%
						計			千円未満切捨て	
	消費税					消費税	*	0.05 =		
						合計				

注) 積算基準については、下記アウトソーシング積算基準を使用する。  
 測量業務(外業)人役については、測量業務、刈開け及び簡易な測量杭の設置(現地調達等)、所有者等との立会調整、写真撮影を含む。  
 標準地調査(外業)人役については、標準10m×10m以上の標準地を設定し、毎木調査を行い野帳等に記録する作業人役とする。  
 図面及び資料作成(内業)については、測量成果を作図(1/5,000を標準)するとともに森林基本図上に図示する。また、標準地を除く写真整理を行う人役とする。  
 標準地資料作成(内業)については、標準地の野帳整理、写真整理を行う人役とする。  
 当初、積算時に分かる除地については、当初積算時に設計に含めない。  
 発注後現地調査等により、除地があった場合は測量業務(外業)の人役追加をし変更対応とする。(除地面積×測量業務(外業人役))

アウトソーシング積算基準  
 諸経費 人件費 \* 30%

# 治山施設点検調査委託業務歩掛（公表用）

## 1. 積算基準（アウトソーシング積算基準）

（1）労務単価及び諸経費等については、アウトソーシング積算基準により行う。

（2）諸経費の率については、20%を適用する。

（3）職種及び人役については、次による。

作業員 + 軽作業員の2名を1パーティと考え積算する。

1日当たりの調査件数は、4件で計算する。

業務打合せ及び資料整理の人役については、3人役を標準とする。（作業員 + 軽作業員）

（4）旅費交通費については、次による。

単価については、治山・林道委託単価の車賃に準ずる。

距離の算出については、各事務所を基準に管内の最長距離の1/2を片道距離とし、往復距離を計上する。

積算例は次による。（4件、交通費往復距離60km（片道30km）、諸経費20%）

作業員	<u>単価</u> * 3人役 = <u>金額</u>	業務打合せ及び資料整理
軽作業員	<u>単価</u> * 3人役 = <u>金額</u>	"
作業員	<u>単価</u> * 1人役 = <u>金額</u>	業務日数
軽作業員	<u>単価</u> * 1人役 = <u>金額</u>	"
旅費交通費	60km * <u>単価</u> = <u>金額</u>	km 当り <u>単価円</u> ( <u>治山・林道委託単価の車賃</u> )
諸経費	<u>金額</u> * 20% = <u>金額</u>	人件費の20%
計	<u>金額</u>	( <u>千円以下切り捨て</u> )
消費税	<u>金額</u> * 5% = <u>金額</u>	
設計額	<u>金額</u>	